

子どもの権利条約総合研究所運営規則

2002年4月20日

子どもの権利条約総合研究所第1回総会承認

2015年5月16日改定

子どもの権利条約総合研究所第14回総会承認

- 1 名称 子どもの権利条約総合研究所（略称 CRC 研究所）と称する。
- 2 事務局所在地 当分の間、東京都目黒区緑ヶ丘2-6-1に置く。
研究所は分室を置くことができる。
- 3 研究員 研究所は、子どもの権利に関する総合的な研究活動の促進、とくに将来的に子どもの権利研究を発展させるべき人材の確保および経済的支援などを目的として、研究員を置く。
研究員は、別に定める要綱にしたがって選定する。
- 4 特別研究員 研究所は、子どもの権利に関する研究・調査およびその実務に従事する特別研究員を置く（任期1年、再任可）。特別研究員は、研究員による推薦に基づき運営委員会が委嘱する。特別研究員は、研究費等の研究所支援を受け、子どもの権利研究活動を行う。
- 5 総会 研究員を構成員とする総会を置く。総会は、研究所運営の最高決定機関であり、年1回開催する。総会は、次に定める運営委員、役員ならびに編集委員を選任する。
- 6 運営委員会 研究所の円滑な運営をはかるために、運営委員会を置く。
運営委員会は、代表、副代表、事務局長、事務局次長、監事を選出し、総会の承認を得るものとする。運営委員会は、顧問を選任することができる。
運営委員会は、研究所運営を迅速に進めるため、運営幹事を選任することができる。
運営委員は、研究員の中から選出する。
- 7 役員 代表は、研究所を代表し、運営委員会を主宰する。
副代表は、代表を補佐し、代表が事故あるいは欠けたときには、代表を代理あるいは代行する。
事務局長は、事務局会議を主宰し、研究所運営を総括する。
事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長が事故あるいは欠けたときには、事務局長を代理あるいは代行する。
顧問は、運営委員会および編集委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 8 編集委員会 研究所紀要『子どもの権利研究』の企画・編集のため編集委員会を置く。
編集委員は、研究員の中から選任する。編集委員会は、迅速に編集を進めるため、委員長、編集幹事ならびに査読委員を選任することができる。

- 9 事務局 研究所の経営、実務のため、事務局を置く。
事務局は、運営委員会に研究所運営に関する諸案件を提案するとともに、運営委員会の委任に基づき、日常運営実務を行う。
事務局は、事務局長、事務局次長ならびに事務局職員をもって構成する。
- 10 委任 この運営規則に定めるもののほか、研究所の運営に関し必要な事項は、代表が総会に諮って定めるものとする。

附則 この運営規則は、2002年4月20日から施行する。
この運営規則は、2015年5月16日から施行する。